

令和元年 12 月 11 日

土地・建設産業局建設業課

改正民法を踏まえた建設工事標準請負契約約款の改正案等について審議

～中央建設業審議会総会の開催～

今回の総会では、改正民法（令和 2 年 4 月施行予定）を踏まえ、12 月 13 日（金）に中央建設業審議会を開催し、約款改正WGでの検討を経てとりまとめた、建設工事標準請負契約約款の改正案について審議します。

- 中央建設業審議会では、建設工事の請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、公正な立場から「建設工事標準請負契約約款」を作成し、受注者、発注者双方にその実施を勧告しています。
- 本年 4 月には、中央建設業審議会の下に建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（WG）を設置し、改正民法の内容[※]を踏まえ、同約款の見直しに向けた検討を行ってまいりました。
※民法のうち、債権関係の規定を抜本的に見直したもので、瑕疵担保責任に関する内容等の見直し等が行われている。
- 本審議会では、WGにてとりまとめられた改正案についてご審議いただくとともに、新・担い手 3 法を巡る最近の取組や、台風災害等への対応等、最近の建設業を巡る状況について報告を行います。

1. 会議日時 令和元年 12 月 13 日（金） 15:00～17:00

2. 場所 三田共用会議所 4 階 第 4 特別会議室
東京都港区三田 2-1-8

3. 委員名簿 別紙 1 のとおり

4. 議題(予定) (1)建設工事標準請負契約約款の改正について（審議）
(2)最近の建設業を巡る状況について（報告）
①新・担い手 3 法等建設業法を巡る最近の取組について
②台風災害等への対応について

5. その他

■会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがありますので予めご了承ください。傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、別紙 2 に必要事項を記入の上、12 月 12 日（木）17 時までに FAX にてご提出下さい。

■会議資料及び議事録等は、後日、以下の国土交通省ホームページで公表します。 http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_chuokensetsugyo01.html

【お問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業政策企画官 平林（24753） 企画専門官 梶谷（24710）

経営指導係長 本多（24734）

代表電話：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8277 FAX：03-5253-1553